

平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年(ワ)
第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号、
平成30年(ワ)第878号、令和3年(ワ)第3509号
大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3465名

被告 関西電力株式会社 外1名

証拠説明書

(丙421~429号証)

令和5年2月20日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏	
弁護士 田 中 宏	
弁護士 西 出 智 幸	
弁護士 神 原 浩	
弁護士 原 井 大 介	
弁護士 森 拓 也	

弁護士 辰 田

淳



弁護士 坂 井 俊

介



弁護士 井 上 大

成



弁護士 山 内 喜

明



弁護士 谷 健 太

郎



弁護士 酒 見 康

史



弁護士 中 室

祐



弁護士 持 田 陽

一



号証	標　　目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立　証　趣　旨
丙 421	大阪地方裁判所令和4年12月20日決定	写し	R4. 12. 20	大阪地方裁判所	<p>大阪地方裁判所令和3年(ヨ)第449号(美浜3号機運転禁止仮処分命令申立事件)決定において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「債務者(引用者注:被告関西電力株式会社)は、新規制基準の定めに従って本件発電所(引用者注:美浜発電所3号機)の現在の基準地震動を基にした耐震安全性評価を行っていること、同評価においては、機器等の材料や寸法のばらつきが剛性のばらつきを発生させるという事象を考慮するため、保守的に評価基準値や評価値を設定していることが認められる」「耐震安全性評価において、・・・考慮すべき『不確かさ』は考慮されていることを踏まえると、安全率等を設定していないことをもつて新規制基準や債務者の耐震安全性評価が不合理であるとはいえない、本件発電所の安全性に問題があるとはいえない」と判示していること(84~85頁) ・「松田式及び入倉・三宅式は、強震動予測の際に使用することのできる経験式として広く知られており、現在においても一般的な信頼性を有するものといえる」「経験式は、多数の地震の平均的な姿を明らかにしたものであるから、当該経験式により算出した値と、その元となった個々の観測データとの間に偏差(ばらつき)が生ずるものであるところ、債務者は・・・各経験式を用いる際に入力するパラメータの設定を含め、支配的パラメータについて各種の不確かさを考慮した条件設定を行った上で、地震動を評価している。そして、このような債務者の地震動の評価は、経験式の有するばらつきの考慮について、地震

				<p>等検討小委員会や地震等基準検討チームに関与した専門家から提出された意見書（引用者注：丙407ないし丙409号証）の内容に沿った手法であることからすると、本件発電所の基準地震動策定において使用された経験式の用い方が不適切であるとはいえない」と判示していること（106頁）</p> <p>・「深層防護の考え方の基礎である『前段否定』『後段否定』という概念は、あえて各々を独立した対策として捉え、各段階における対策がそれぞれ充実した十分な内容となることを意図したものであることは明らかであるから、人格権侵害による被害が生ずる具体的危険が存在するか否かにおいて、第1から第4までの各防護レベルの存在を捨象して無条件に放射性物質の異常放出が生ずるとの前提を置くことは相当でなく、放射性物質の異常放出が生ずるとの疎明を欠くにもかかわらず、第5の防護レベル（避難計画）に不備があれば直ちに地域住民に放射線被害が及ぶ具体的危険があると認めることはできない。このことは、仮に第5の防護レベルに不備があること自体に基づいて人格権侵害の抽象的なおそれの疎明があると認めるとすれば、放射性物質放出の抽象的・潜在的な危険性のみをもって本件発電所の運転差止めを認めることとなつて相当でないことからも明らかである。したがって、避難計画の不備を理由に人格権侵害の具体的危険を疎明する場合においては、その前提として、債権者らが避難を要するような事態（放射性物質が外部に放出される事態）が発生する具体的危険を具体的に疎明する必要があるものと解される」と判示していること（110頁）</p>
--	--	--	--	---

					<p>・ U P Z 内において「O I Lに基づく防護措置を実施するまでの間に屋内退避を継続しているからといって、本件避難計画に不備があるものとはいえない」と判示していること（111頁）等</p> <p>なお、上記決定のうち、当事者目録部分（118～119頁）は除いている。</p>
丙 422	広島高等裁判所令和3年3月18日決定	写し	R3. 3. 18	広島高等裁判所	広島高等裁判所令和2年（ウ）第4号（保全異議申立事件）決定の内容
丙 423	福岡高等裁判所令和元年9月25日決定	写し	R1. 9. 25	福岡高等裁判所	福岡高等裁判所平成30年（ラ）第135号（玄海原発再稼働禁止仮処分申立て却下決定に対する即時抗告事件）決定の内容
丙 424	山口地方裁判所岩国支部平成31年3月15日決定	写し	H31. 3. 15	山口地方裁判所岩国支部	<p>山口地方裁判所岩国支部平成29年（ヨ）第5号（伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件）決定の内容</p> <p>なお、上記決定のうち、当事者目録部分（315～316頁）は除いている。</p>
丙 425	大分地方裁判所平成30年9月28日決定	写し	H30. 9. 28	大分地方裁判所	<p>大分地方裁判所平成28年（ヨ）第25号及び同26号（伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件）決定の内容</p> <p>なお、上記決定のうち、当事者目録部分（315～317頁）は除いている。</p>

丙 426 の 1	Actions to Protect the Public in an Emergency due to Severe Conditions at a Light Water Reactor (抜粋)	写し	H25. 5	国際原子力機関 (IAEA)	国際原子力機関 (IAEA) の作成文書において、IAEA 安全基準は、いずれも加盟国を法的に拘束するものではなく、加盟各国が、それぞれの判断により国の規制に取り入れるものであることが記載されていること等 なお、丙426号証の2は、丙404号証の2及び甲528号証の2と抜粋箇所が異なるものの、いずれも同じ文書の一部である。
丙 426 の 2	軽水炉の過酷な状況に起因する緊急事態において公衆を防護するための措置 (翻訳資料) (抜粋)	写し	H28. 7	日本原子力研究開発機構	
丙 427	原子力災害対策指針 (改定原案) に対する意見募集の結果について	写し	H25. 2. 27	原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課	原子力規制委員会が、原子力災害対策指針の改定に係る意見募集の際に、同指針について「本指針では、『最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うこと』を基本的考え方には掲げておりますが、その達成のためには、国際的機関である国際放射線防護委員会 (ICRP) や国際原子力機関 (IAEA) の知見を参考とすることが適当であると考えております。国内の専門家の知見を活かすために原子力規制委員会に設置した原子力災害事前対策等に関する検討チームの議論においても、その趣旨に合意が得られています」「本指針の前文において、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の問題点が指摘された各事故調査委員会からの報告等を踏まえて策定することを明示しているように、指針策定に当たっては、今般の事故の経験・教訓に基づいた考え方を盛り込むことが重要と考えています。例えば、今回の改定では、

					緊急時における防護措置を実施する基準を設定しましたが、これに関しては、今般の事故後に実施された防護措置の状況やこれに係る対応の教訓を踏まえるなど、各事項それぞれに今般の事故の反省を踏まえた内容となるよう検討を行ってきました」（5頁）との見解を示していること
丙 428	原子力災害発生時の防護措置—放射線防護対策が講じられた施設等への屋内退避—	写し	R4. 10	内閣府（原子力防災） 日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門	日本の一般的な住宅を想定した7日間の積算被ばく線量の試算を行った結果、自然換気状態の非R C（木造等）建物の場合においても、屋内退避は、内部被ばく量、外部被ばく量いずれについても低減する効果があるとされていること
丙 429	原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の実施について	写し	H30. 6. 6	原子力規制庁	平成30年の原子力災害対策指針改正の際、同指針における「また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ・・・内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある」との記載が「また、UPZ・・・内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じることも必要である」との記載になったこと